

角田市運送事業者等事業継続支援金

(国の重点支援地方交付金活用事業)

燃料費高騰により、厳しい経営状況に置かれている市内運送事業者等に対し、車両の保有台数に応じ支援金を支給します。

交付対象

以下の要件を全て満たすもの。

- (1) 令和7年4月1日以前から市内に事業所又は住所を有し、かつ市内において道路運送事業等を営む運送事業者で、令和7年4月1日以降も事業を継続していること。
- (2) 道路運送事業等を営むにあたり必要な営業許可等の取得又は届出をしていること。
- (3) 道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車又は運転代行業法第2条第7項に規定する隨伴用自動車で、交付対象者が所有し、又はリース契約に基づき借用している車両であること。
- (4) 令和7年4月1日から交付申請日までの間に道路運送事業等の用に供している車両であること。ただし、市の委託事業の用に限り使用する車両を除く。
- (5) 燃料の種類がガソリン又は軽油であること。

支援金額

(1台あたりの金額)

軽自動車
10,000円

小型自動車
20,000円

その他
30,000円

申請書類

- (1) 角田市運送事業者等事業継続支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 交付対象車両内訳表（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 道路運送事業等を営むにあたり必要な営業許可または認定書の写し
- (5) 交付対象車両の自動車検査証の写し
- (6) リース契約書の写し
- (7) 申請者の本人確認書類の写し
- (8) 角田市運送事業者等事業継続支援金請求書（様式第5号）
- (9) 振込口座の通帳等の写し

申請期限

令和8年2月27日（金）

申請方法

申請書等に必要事項を記入のうえ、角田市商工観光課までご提出ください。

【問い合わせ先／申請先】

角田市役所 商工観光課 商工振興係

〒981-1592 角田市角田字大坊41番地

電話番号：0224-63-2120 FAX番号：0224-63-4863